

## 建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について

平成21年7月3日

国土交通省

建築物等の利用に伴う事故又は建築物等における火災により人の生命又は身体に係る被害が生じた場合における犯罪捜査と事故調査の円滑な実施を図るため、本日、別紙のとおり各都道府県建築主務部長へ通知しましたので、お知らせいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 谷山 拓也 (内線 39564)

課長補佐 阿部 一臣 (内線 39562)

TEL 03-5253-8111 (代表) 03-5253-8513 (夜間直通)

国住指第1364号

平成21年7月3日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について（技術的助言）

建築物、昇降機等の建築設備及び遊戯施設等の工作物に係る人身事故又は建築物に係る火災で死傷者が発生したものの調査を行う場合の警察との連携については、「建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）」（平成21年2月6日付け国住指4026号。以下「通知」という。）により通知したところですが、今般、警察庁との間で、別添のとおり、犯罪捜査と事故調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう確認を行ったのでお知らせします。

なお、調査の現場における具体的な運用については、引き続き通知を参考として下さい。

また、管内特定行政庁に対してもこの旨周知をお願いします。

建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について

警察庁丙刑企発第21号  
警察庁丙捜一発第12号  
国住指第1363号  
平成21年7月3日

警察庁刑事局長 金高 雅仁

国土交通省住宅局長 和泉 洋人

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物若しくは法第66条若しくは第88条第1項若しくは第2項に規定する工作物（以下「建築物等」という。）の利用に伴い生じた事故又は建築物等において発生した火災により人の生命又は身体に係る被害が生じた場合における警察が行う犯罪捜査と、法第2条第35号に規定する特定行政庁その他の関係機関が法令の規定に基づき行う立入検査その他の調査（以下「事故調査」という。）とは、それぞれの異なる目的の下に異なる法律上の手続、方法によって発動され、いずれもそれぞれの公益実現のための重要な作用であり、一方が他方に優先するという関係にあるものではない。

警察と特定行政庁その他の関係機関は、犯罪捜査と事故調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、支障のない限り互いに協力を行うものとする。

国住指第4026号

平成21年2月6日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）

今般、建築物、昇降機等の建築設備及び遊戯施設等の工作物に係る人身事故又は建築物に係る火災で死傷者が発生したものの調査における留意事項について下記のとおりとりまとめましたので執務の参考とするとともに、管内特定行政庁に対してもこの旨周知をお願いします。

#### 記

- 1 調査のため建築基準法第12条第6項に基づく立入検査等を行おうとする場合で、既に各都道府県警察による捜査が実施されている場合においては、特定行政庁から都道府県警察に対し、立入検査等への協力を要請すること。

また、調査に当たっては、必要に応じ、都道府県警察に対し情報の提供を求めること。

なお、事故発生直後等のため、立入検査等への協力や情報提供が得られない場合においては、協力や情報提供が得られる時期の見込み等について、引き続き警察と連絡を密にし、調整すること。

- 2 都道府県警察に対し、上記の立入検査等への協力や情報提供の要請を行う場合は、国土交通省に対し、当該都道府県警察の窓口について照会し、確認すること。

なお、立入検査等への協力や情報提供の要請を行う場合は、必要に応じて国土交通省及び警察庁において調整する。